

家畜衛生だより

〇家畜人工授精用精液・受精卵の保存についてご注意ください！

家畜人工授精所以外では、精液・受精卵を自らの農場以外に使用・譲渡・保存することはできません。

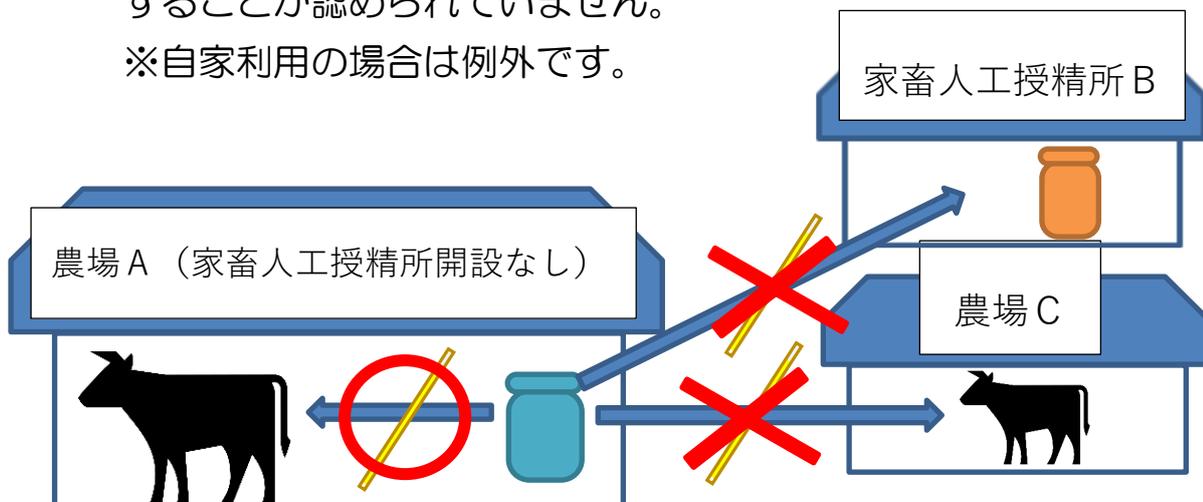
また、現在家畜人工授精所の開設許可を受けていない農場が、今後許可を受けた場合であっても、許可を受ける以前から保存していた家畜人工授精用精液・受精卵は、自らの農場以外に使用・譲渡・保存することはできません。

精液等の管理における注意点（畜産経営者向け）

☑精液等の利用は自らの雌畜にのみ行っていきますか？

・家畜人工授精所の開設をしていない農場は、精液等を保存することが認められていません。

※自家利用の場合は例外です。



- 自家利用は可能
（人工授精所を開設していなくても精液等の保存は可能）

- 他者への譲渡は不可
- 農場Aが家畜人工授精所を新たに開設しても、開設前に農場で保管していた精液等は、他者への譲渡不可